# 平成29年8月相模原市教育委員会定例会

- 日 時 平成29年8月10日(木曜日)午後2時30分から午後4時20分まで
- 場 所 相模原市役所 教育委員会室
- 日 程
- 1.開 会
- 2.会議録署名者の決定
- 3.議事
  - 日程第 1 (議案第52号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)
  - 日程第 2 (議案第53号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事に ついて(教育環境部)
  - 日程第 3 (議案第54号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 について(教育局)
  - 日程第 4 (議案第55号) 工事請負契約について(麻溝まちづくりセンター・公民 館移転整備工事)(生涯学習部)
  - 日程第 5 (議案第56号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について (生涯学習部)
  - 日程第 6 (議案第57号) 相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)
- 4.報告案件
  - 1 専決処分の報告について(学校教育課)
- 5.閉 会

# 出席者(5名)

教育 長野村謙一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 福田須美子

委 員 大山宣秀

委 員 永井廣子

説明の	ため	に出	席し	た者
H/U F/J V/	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	$\sim$ $\square$	/1 J3 C	ノ /C ロ

教	育	局	長	笹	野	章	央	教	育	環	境	部	長	渡	辺	志寿	<b>手代</b>
学	校 教	育部	長	奥	村		仁	生	涯	学	習	部	長	長名	川		伸
	育局		_	大	用		靖	教 担	育	終 当	誤		室 長	江	野		学
	育 環 境 学 校 保			荒	井	哲	也	学総	校 括			建主	課 幹	金	井	理	代
学	校 教	育 課	長	松	田	知	子	学 課	校 ·	教 <b>長</b>	代代	_	課 理	大	津	明	博
学 担	校 当	7 課	課 長	古	屋	礼	史			学 翟 匡 学		_	_	藤	田	知	正
	学習調 企画 支			島	田	欣	_			智課				天	野		徹
生》	<b>王学習</b>	課主	查	萩生	田	成	光	生	涯乌	学 翟	詪	主	查	長	島	正	浩
生》	<b>厓学</b> 習	課主	任	久	田		明	生	涯皇	学習	詪	主	事	間	瀬	陽	太
	入井 生 ン タ			菊坮	息原		誠			学 翟 ポ ー		_	_	菊坮	也原		央
ス 担	ポ - 当	- ツ 課	課 長	高	林	正	樹	ス	ポ・	- ツ	/ 課	主	查	皆	Ш	芳	朗
事務	8局職!	員出席	者														
教育	育 総 矟	室主	任	島	﨑	順	崇	教	育糹	総 矜	室	主	任	鵉	藤	竜	太

### 開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会8月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で、定足数に達しております。

なお、本日、平岩委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、永井廣子委員と私、野村を指名いたします。

#### 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、議案第52号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といた します。事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 議案第52号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市スポーツ推進審議会委員1名の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱することが必要なため、提案するものでございます。

2枚目の議案第52号参考資料をご覧ください。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行い、その結果を答申または意見を建議することなどを設置目的としております。委員の定数は15名以内で構成は記載のとおりでございます。

続きまして、1枚目の議案裏面にございます、委員名簿をご覧ください。

一般社団法人相模原市医師会からご推薦をいただいておりました土屋敦委員が、平成29年9月4日をもって任期満了となりますことから、後任の委員として、西岡直子氏を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

西岡氏は、一般社団法人相模原市医師会からご推薦をいただいており、現在、同会の 健康スポーツ担当理事をお務めの内科医でございます。

任期は、平成29年9月5日から平成31年9月4日までの2年間でございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見がございましたらお願いをいたします。

福田委員 この決定に反対するものではございませんが、委嘱する西岡氏のご専門は何 科でしょうか。

菊地原スポーツ課長 くぬぎ台クリニックという病院を東林間において開業されておりまして、内科、循環器科、神経内科の診療をされております。

大山委員 医師会の中では健康スポーツ担当理事を務めていただいておりますが、他に も日本医師会が認定していますスポーツ認定医の資格もお持ちですので、西岡先生を推 薦したということです。

野村教育長 他にこの件について質疑等はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

野村教育長では、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第52号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第52号は可決されました。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

野村教育長 次に日程 2、議案第 5 3 号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

渡辺教育環境部長 議案第53号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

2枚目の議案第53号参考資料をご覧ください。

相模原市児童生徒等災害見舞金制度でございますが、学校管理下において、児童生徒の負傷、疾病などにより見舞金を贈呈するもので、見舞金の種類は、表の5つの区分となっており、当該審査委員会は、表の一番下の特別見舞金について、教育委員会からの諮問を受けて審議を行うものでございます。

定員は10名以内、また、任期については2年でございます。

4の委員会の開催につきましては、発生した災害について、条例の規定や過去の前例

等が無い場合にのみ審議を行うため、5の開催実績等のとおり、平成2年以降開催して おりません。

なお、各委員へは、毎年、前年度の災害見舞金の贈呈実績を情報提供している状況で ございます。

続きまして、1枚目の議案裏面にございます、委員名簿をご覧ください。

本議案につきましては、下段にある、相模原市医師会からご推薦をいただいておりました大山宜秀委員及び相模原市歯科医師会からご推薦をいただいておりました中山栄一委員の任期満了に伴う後任の委員を、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定に基づき委嘱いたしたく、提案するものでございます。

委嘱する委員につきまして、相模原市医師会から原田工氏、相模原市歯科医師会から引き続き中山栄一氏に委嘱するもので、任期は平成29年9月1日から2年間でございます。

なお、9月以降の委員の構成につきましては、名簿のとおりでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

福田委員 開催実績を見ると平成2年が最後の開催となっておりますが、それ以降は事故 や申請がなかったと理解してよろしいのでしょうか。また、どのような範囲でこの規定が 適用されるのか、教えていただければと思います。

野村教育長 平成2年以降、開催されていないという状況も踏まえて、今の質問に対して 回答をお願いします。

荒井学校保健課長 平成2年以降も学校現場では様々な事故が発生しておりますが、参考 資料の4にございますとおり、委員会の開催につきましては、条例の規定や過去に前例が ない場合に、教育委員会からの諮問を受けて審議を行うことになっておりますので、その ような案件は平成2年以降に発生していないため、開催されておりません。

福田委員 承知しました。今後も児童生徒にとって使いにくいとか、申請しにくいという ようなことがないようにしていただければと思います。

大山委員 補足させていただくと、この制度は小中学校の児童生徒に非常に役立っていま

す。学校での事故などに対して、この保険金で非常に助かっているという実情です。

それから参考資料の一番下に書いてあるように、毎年、前年度の災害見舞金の贈呈実績を各委員へ情報提供がされております。私も委員ですので毎年実績の資料が送られて来ますが、かなりの数の小中学生に見舞金が支給されております。ですので、この制度というのは非常に児童生徒にとってありがたい制度だと思います。

ただ、この委員会が開催されるにあたっては、特別の事例で前例がない場合に行われま すので、そこが特殊と言えます。

野村教育長 他にはございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長では、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第53号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを、原 案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第53号は可決されました。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

野村教育長 次に日程3、議案第54号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

笹野教育局長 議案第54号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会では、毎年、その 権限に属する事務の管理及び執行状況につきまして点検・評価を行い、その結果を報告書 として作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっております。

本議案は、同法の規定に基づきまして、平成28年度の本市教育委員会の実施事業等を 対象にした点検・評価結果報告書につきまして、提案するものでございます。

なお、本報告書につきましては、教育委員会で決定の後、市議会定例会9月定例会議へ の提出を予定しております。

報告書の詳細につきましては、教育総務室長より説明させていただきます。

大用教育総務室長 それでは、お手元の「平成29年度相模原市教育委員会点検・評価結果報告書」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、平成28年度「さがみはら教育」の主な動向につきましては、教育長からの メッセージとして、平成28年度の本市教育行政の主な動向をまとめております。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。

ここでは、点検・評価を実施する目的や根拠法令、報告書の構成について掲載しております。なお、点検・評価にあたりましては、法により教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

続きまして、5ページをご覧ください。

ここでは、9ページ以降の成果指標と個別事業ごとの点検・評価結果の前段といたしま して、個別事業の抽出の基準や評価の視点について掲載しております。

7ページをご覧ください。

この点検・評価は、相模原市教育振興計画の進行管理の役割を担うものであることから、教育振興計画の構成を掲載をしております。

9ページをご覧ください。

ここからは、相模原市教育振興計画の施策体系に基づきまして、学校教育、生涯学習・ 社会教育、そして家庭・地域の教育と3つの基本目標ごとの12の基本方針に沿って、個 別事業の検証結果や達成状況について、点検・評価結果をまとめておりまして、本報告書 の主たる箇所になります。

9ページから21ページの学校教育につきましては、基本目標「広く世界に目を向け、 自ら学び、ともに心豊かにたくましく生きる子どもを育成します」という目標のもと、基本方針1の「社会の変化を踏まえ、生きる力を育む学校教育を推進します」から、基本方針5の「地域に根ざした特色ある学校運営を目指します」を掲げており、基本方針ごとに、めざす姿、主な事業、成果指標と個別事業ごとの点検・評価結果を掲載しております。個別事業ごとの点検・評価結果につきましては、予算額、評価、事業目的、平成28年度の目標・計画、実施内容、成果・効果、課題、今後の方向性を掲載をしております。

続いて、22ページから25ページにつきましては、学識経験者の明星大学教職センター長の篠山浩文氏からいただきました学校教育に関するご意見について掲載するとともに、学校教育に関する総合評価を掲載しております。

26ページから34ページの生涯学習・社会教育につきましては、基本目標「市民が生涯にわたり学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します」のもと、基本方針6

の「多様化する学習ニーズに対応した生涯学習・社会教育の機会や施設を充実します」から、基本方針9の「市民との協働による文化財の保存と活用を進めます」を掲げており、 掲載項目については、基本目標「学校教育」と同様でございます。

35ページから37ページにつきましては、学識経験者の神奈川大学人間科学部准教授の齊藤ゆか氏からいただきましたご意見と生涯学習・社会教育に関する総合評価を続けて掲載をしております。

38ページから41ページの家庭・地域の教育につきましては、基本目標「家族や郷土を愛し、ともに心豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます」のもとに、基本方針10の「子どもの健やかな成長を支える家庭教育力の向上を促進します」から、基本方針12の「郷土を学び、郷土に親しむ活動を促進します」を掲げており、掲載項目については、基本目標「学校教育」と同様でございます。

42ページから43ページにつきましては、生涯学習・社会教育と同じく、神奈川大学の齊藤ゆか氏からいただきましたご意見を掲載するとともに、総合評価を掲載しております。

44ページをご覧ください。

ここからは、相模原市教育振興計画の主な施策と事業について、平成28年度の取組状況や実績を載せてございます。個別事業ごとの評価につきましては、全27事業のうち、当初見込み以上の顕著な成果があり、十分に目標・計画を達成できたA評価は、青少年・教育相談事業の1つの事業でございます。

また、見込みどおりの成果があり、目標・計画を達成できたB評価につきましては、 小・中連携教育推進事業ほか24事業でございます。

一定の成果は見られたが当初の見込みを下回ったことから、あまり目標計画を達成できなかったC評価の事業は、市立小中学校トイレ改修事業のみとなっており、D評価となる当初見込んでいた成果が達成できなかった事業はございませんでした。

なお、今申し上げたC評価のトイレの改修事業につきましては、当初予定していた5校のうち3校分の国の交付金が平成28年度当初は不採択だったことからC評価となりましたが、補正予算で採択がされたため、平成29年度に繰越事業として、実施をしているものございます。

続きまして、学識経験者の主な意見と総合評価についてご説明いたします。

学校教育に関する篠山氏のご意見といたしましては、特に児童生徒健全育成事業におい

て、児童支援専任教諭の配置を23校から36校に拡充するとともに、苦痛を感じる子どもの気持ちを第一に考えられるよう、教職員のいじめへの意識を高めようと努力している 点を高く評価いただきました。

そのことを踏まえまして、総合評価では、いじめを早期に発見するための体制づくりと して、今後教職員のいじめの認知への意識を高める研修等を充実していくこととしており ます。

続いて、生涯学習・社会教育並びに家庭・地域の教育に関する齊藤氏のご意見といたしましては、「子どもの貧困」や「学力の向上」が問われる昨今、学校外の「居場所づくり」と「学びの場」の提供や「親以外の信頼できる大人」が必要で、その居場所として、「公民館」が挙げられております。

総合評価では、一部の公民館における新たな取組や団体の活動事例について、情報を共有し、活動を広げていくこととしております。

また、学校と地域が連携した人材育成や若い大人やシニアにとって「社会貢献がかっこいい」と思える地域を目指すべきだとのご意見もいただきました。

そのことを踏まえまして、総合評価では行政や学校、地域団体等が相互に議論を深め地域の未来を見据えた共通の目的を見定めながら連携を強化し、取組の方向性について検討していくことといたしました。

恐れ入りますが、52ページをご覧ください。

ここでは、平成28年度の教育委員・教育委員会の活動状況についてまとめております。まず、1の教育委員会の会議の状況でございますが、平成28年度は定例会・臨時会を合わせまして19回開催をし、70件の議案について審議いたしました。

53ページをご覧ください。2の教育委員の活動状況でございますが、主な活動状況をこちらにまとめております。

5 4ページ以降につきましては、点検評価に係る実施要領と平成28年度の教育委員会議案一覧を参考資料として掲載をしております。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。ただいまの件について、ご意見、質疑等があればお願いいたします。

永井(博)委員 各項目のABC等の評価について、Aは1つだけで、ほとんどがBで、

Cがトイレの設置状況の件でしたが、Bが多く、幅が大きいことはわかりますが、AとBとCを判断する上での基準はあるのでしょうか。

大用教育総務室長 評価につきましては、基本的に計画どおり実行できたものはB評価に、計画よりも顕著な結果、成果が見られたものについてはA評価という形になりまして、計画の一部が実施できなかったものがC評価になります。基本的には計画どおり実施できた場合はB評価になりますので、どうしても大部分を占めるという形になります。

大山委員 永井委員の質問と重なりますが、教育委員会で毎年点検・評価をやる中で、評価の基準が毎年ちょっとずつ変化しているような印象をもちます。

また、以前も質問したと思いますが、市全体で実施している評価との整合はいかがなのでしょうか。

大用教育総務室長 市全体の評価につきましては、事務事業評価という制度がございまして、これは全事業のうち局ごとに所管している幾つかの事業を抜粋いたしまして、評価を行っております。ただ、その評価の仕方と教育委員会の点検・評価はやり方が異なっておりますので、評価結果も同じようにはなっておりません。トイレ改修事業については28年度中に完了できませんが、今後これにしっかり取り組んでいくということの方向性を示させていただいたところでございます。

大山委員 今回のトイレ改修事業が国の予算に関連して、一年遅れで実施されることは内部的には分かるのですが、体外的にはC評価となったことが注目されます。以前はそういったものが、B評価になっていたような気がします。そのため、評価がちょっとぶれているのではないかと危惧しております。何か一定の基準を持って、例えば予算の問題だったら、それはどっちに入れるのか教えていただきたいと思います。

大用教育総務室長 トイレ改修事業について言及をいただきましたが、確かにどれくらい 事業として採択されてその年度に実施されればB評価になって、それ以外のものがC評価 になるかという基準は、はっきりしたものがございませんので、今後は基準について検討 してまいります。

野村教育長 確かに評価の基準が見えにくい部分があるのは事実ですね。

福田委員 一方でA評価となっております青少年・教育相談事業では、スクールソーシャルワーカー、いわゆるSSWの活用が見られることによって、不登校事例等が改善されているというところが評価されたと思いますが、実際の不登校の状況はよくなっていると考えてよろしいのでしょうか。相談案件が解決されていると考えてよろしいでしょうか。

奥村学校教育部長 青少年・教育相談事業についてでございますが、本市の小・中学校における不登校の児童・生徒の数自体は、大きく減少しているといったことはございません。なぜA評価なのかということにつきましては、成果・効果のところにお示ししているとおり、青少年教育カウンセラー並びにSSWの活用回数が大幅に伸びているということが保護者の安心につながったり、あるいはそのことを通じて、ふれあい体験活動に進んで参加したり、不登校を考える集いに進んで参加する保護者の方が増えてきていることをもって、十分に目標・計画を達成できたと評価させていただいたものでございます。

福田委員 現状よりもそういうことを解決していく施策が動き出して、効果が上がってきたという理解ですね。

奥村学校教育部長 おっしゃるとおりでございます。なかなか不登校者数が減ったとか出席できるようになったという目に見える形での変化はないものの、青少年教育カウンセラーやSSWの活用が相当数図られていることについて、評価をさせていただいたところでございます。

大山委員 評価の客観性に対しては、まだあまり統一されていないと感じます。客観的な 指標をもう少し細かく立てると、経年的にもわかりやすいと思います。

野村教育長 先ほどの問題と同様に評価の基準がどこにあるのかというご指摘ですから、 基準をはっきり書くのか、または評価にあたって何を評価したのか、ここが評価できない ということをはっきりこの中で述べるなどの工夫が必要なのでしょうね。

永井(廣)委員 今のことに関連してですが、例えば胸を張ってA評価と言えるような内容も、もしかしたらあるのではないかなと思います。できればそういう内容が増えてほしいと思いますが、特にこの12ページの5番、児童・生徒健全育成事業では、学識経験者の方も22ページで評価をAとしてもよろしいのではないかと述べていただいているようですので、これをBとしている理由についてお伺いします。

松田学校教育課長 今回B評価としたのは、先ほど教育総務室長の説明にもあったとおり、目標として掲げた内容に対して見込みどおりの成果はありましたが、見込み以上の顕著な成果があったわけではございませんでしたので、B評価といたしました。学識の方からは評価いただいているわけですが、事務局としてはここに照らし合わせた中ではB評価と判断いたしました。

野村教育長 いずれにしても今後こういったものをつくるにあたり、どこをポイントにどういう基準で評価したということがわかるようにする必要がありますね。

永井(博)委員 教育は何か新しいことをやっても、すぐ結果が出ないものだと思います し、これだけ予算をとったから子どもたちが変わったというようなことは、なかなか1年 2年ではわからないのが現状だと思っています。そういう中で、やはり目標に対して、普通に執行できたらBということではなく、もっと積極的に評価した方がよろしいんではないかと考えます。

ですから、ABCで単純に切るのではなく、Bだけれどもこういう点では極めて顕著なことが見られたとか何か少し工夫があった方がいいのではないかなと、そんな印象を持ちました。

野村教育長 そうですね、制度を充実したとか、青少年教育カウンセラーを増員したということをもってAとするのか、どういう結果が出たか、数値をもってA・Bと判断するのか、そういったところが今は曖昧になっておりますので、皆さんから今多くの意見をいただきましたけれども、来年に向けて大きな課題だと捉えさせていただいて、研究したいと思います。

大用教育総務室長 ご指摘ありがとうございます。まさにそこが大きな課題だと認識して おります。今どのような形で改善できるかは具体的に申し上げられませんが、しっかり検 討してまいりたいと思います。

大山委員 全体的には、よかった点などが非常にわかりやすく表現されて、意見がまとまっており、非常によかったのではないかと思います。

野村教育長 他にご意見はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 今、各委員の皆様から、特に評価の基準についているいろなご提案、ご意見をいただきましたので、来年度作成する際には今のご意見を十分に反映させるよう検討・研究していきたいと思います。

では、他に質疑、ご意見がありませんのでこれより採決を行います。

議案第54号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを、 原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第54号は可決されました。

# 工事請負契約について

野村教育長 次に日程4、議案第55号、工事請負契約についてを議題といたします。事 務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第55号、麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備工事の工事請負契約について、ご説明申し上げます。

本市では、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、予定価格3億円以上の工事または製造の請負につきましては、議会の議決に付すべき契約と定めております。

本工事につきましては、予定価格が3億円以上であり、これに該当するため、契約の締結について、市議会9月定例会議に議案として提案が予定されているものでございます。

そのため、本工事請負契約の締結に係る議案について、市長から教育委員会の意見を求められておりますので、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

1の工事の名称につきましては、麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備工事でございます。

- 2の工事の場所は、相模原市南区下溝594番6外でございます。
- 3の契約金額は、4億5,146万1,600円でございます。
- 4の契約の相手方は、相陽建設株式会社、代表取締役でございます。
- 5の履行期限は、本契約締結の日から410日以内とするものでございます。

6の契約締結の方法につきましては、条件付き一般競争入札を行い、相手方の決定に際 しては、総合評価方式を採用しております。なお、総合評価方式とは、価格だけで評価し ていた従来の落札方式と異なり、企業の施工能力や社会性、信頼性など、価格以外の要素 を数値化し、価格とあわせて総合的に評価を行うことにより、相手方を決定する方式で、 価格及び品質が総合的に優れたものを選定することができるものでございます。

次に、工事の概要についてご説明させていただきます。

1ページの関係資料その1をご覧いただきたいと存じます。

移転後の所在地は、JR原当麻駅北側の区画整理が行われた区域内にございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。移転後の敷地は三方を市道に囲まれた長方形の整形地であり、建物の構造は鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積は912.60平方メートル、延床面積は1,490.78平方メートルでございます。

3ページから5ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらには各階の平面図を記載しております。なお詳細につきましては、本年4月の教育委員会定例会でご説明させていただいておりますので、今回は省略をさせていただきたいと存じます。

また、6ページには各方角からの立面図を、7ページの関係資料その2には、契約の相手方の概要を、8ページの関係資料その3には、入札参加業者の概要を記載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

9ページの関係資料その4は入札の状況でございまして、技術評価点と入札価格から算出した評価値の順位が最も高い入札参加業者を落札者とするものでございます。

なお、本工事期間中においても、麻溝まちづくりセンターと公民館は現施設での運営を 継続し、工事完了後の平成31年前半に新施設へ移転する予定でございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見がございましたらお願いをいたします。

大山委員 ご説明の中にございました条件付き一般競争入札については、あまり聞き慣れないものですので概要をご説明いただきたいことと、どのような事業に対して行われる入 札方法なのか、お教えいただきたいと思います。

藤田生涯学習課長 入札の方式ですが、同種の工事ができるような市内の業者ということで条件を付けた一般競争入札でございます。総合評価方式は、聞き慣れない言葉ですけれども、価格だけでなくて品質を高めるための技術のノウハウや価格以外の要素を含めた入札となっております。企業の施工能力や社会性、信頼性などを見るものですが、例えば市との災害協力を結んでいるかなどに着目したもので、5,000万円を超える工事の中から財務部局が20件程度選んで、実施している制度でございます。

野村教育長 他にはいかがでしょうか。

福田委員 今回の入札状況を見ますと入札額が一番高いところが落札しているので、疑問 も感じたりする面もあるわけですが、やはり質的かつ社会的な評価、そういうものを取り 入れた上で、総合的な評価が一番高かったことから落札されたということでよろしいでしょうか。また、総合評価方式という手法が、今後もこうした公共事業に用いられる方式と 理解してよろしいでしょうか。

藤田生涯学習課長 評価値というもの、金額、価格なんかも含めた形で、あと企業の施工

能力、企業の社会性・信頼性、総合的に見て、こういう数値に置き替えて、比較をするというやり方でございます。このやり方自体が試行という形でもう 1 0 年やっておりまして、財務部門でも導入は積極的にしていく方向にはなろうかと思いますけれども、方向性を定めていきたいと考えていると、そういうふうに聞いております。

永井(廣)委員 技術評価点についてお伺いしますが、この内容については、全ての企業に公開がされて、どんなことを評価の対象にしているか、どんな項目で評価しているかが、わかっているのでしょうか。それとも内容については非公表で行われているのでしょうか。 天野生涯学習課担当課長 内容につきましては、全て公開されておりまして、入札を希望する企業も中身については承知しております。

永井(廣)委員 評価の点数についても公開されているのでしょうか。Aという企業のこの項目は何点ですというのは、相手の企業にはわからないでしょうか。

天野生涯学習課担当課長 その点についても公表されていると聞いております。

野村教育長 施設の内容等については、これまでも説明をしてきたところでありますが、 そういった点については特に質問等はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 他に質疑、ご意見がございませんのでこれより採決を行います。

議案第55号、工事請負契約についてを、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 では、ご異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

### 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について

野村教育長 次に日程 5、議案第 5 6 号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例及び日程 6、議案第 5 7 号、相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例についての 2 つの議題は関連がありますので、事務局より一括して提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行いたいと思います。それでは事務局より説明をいたします。長谷川生涯学習部長 はじめに、議案第 5 6 号、相模原市立公民館条例の一部を改正する

本議案は、受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う、公民館の利用に係る使用料の規定並びに使用料の減免及び不還付に係る規定の追加、利用承認の取消し等に係る規定並びに津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置に

条例につきまして、ご説明を申し上げます。

係る規定の改正、その他所要の改正をすることについて、市長から意見を求められたため、 これに同意いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案56号、関係資料1をご覧いただきたいと存じます。

1の改正の内容についてでございますが、(1)の相模原市立公民館の利用に係る使用料の規定の追加につきましては、公民館の利用者は、各公民館の施設等の区分に応じて定めた使用料を納付しなければならないこととするものでございます。

なお、各公民館の施設ごとの1時間当たりの使用料につきましては、議案本編3ページ 以降の別表第2のとおりでございます。

次に(2)の使用料の減免に係る規定の追加につきましては、(1)に係る規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、または免除することができることとするものでございます。

次に(3)の使用料の不還付に係る規定の追加につきましては、教育委員会が特別の理由があると認めるときを除き、既に納付された使用料は、還付しないこととするものでございます。

次に、(4)の利用承認の取消し等に係る規定の改正につきましては、利用の承認の取消し及び利用の制限に係る規定を整理するものでございます。

次に、(5)の津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置に係る 規定の改正につきましては、編入前の津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の区域に 所在する公民館の施設の利用について、旧4町の公民館条例等の使用料の徴収、減免そ の他使用料に関する規定を適用させていた経過措置の期限を平成30年5月31日まで、 また、津久井中央公民館のホールにあっては平成30年9月30日までとし、それらの 日までの間における公民館の施設の利用について、適用させることとするものでござい ます。

次に、2の施行期日等についてでございますが、(1)の施行期日につきましては、 平成30年4月1日でございます。なお、(2)の経過措置により、使用料に係る新た な規定につきましては平成30年6月1日以降の利用分から、また、津久井中央公民館 のホールにあっては平成30年10月1日以降の利用分から、適用することといたして おります。

関係資料2は条例の新旧対照表となっております。

続きまして、議案第57号、相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正す

る条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う、相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定の改正、その他所要の改正をすることについて市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第57号関係資料1の1ページをご覧いただきたいと存じます。 1の改正の内容についてでございますが、(1)の集会室等使用料及び(2)の体育 館使用料を、各表の改正後に記載しているとおり、改定するものでございます。

現行の規定では、利用区分を午前、午後、夜間、全日の4つに区分しており、それぞれ使用料を定めているところでございますが、今回の改正では1時間当たりの使用料に変更しております。これは、今後の利用動向にあわせて、利用時間の区分を設定する場合などに備えたものでございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

屋外運動場につきましては、維持管理に要する経費が少額であるため、無料といたしました。

次に、2の施行期日等についてでございますが、(1)の施行期日につきましては、 平成30年4月1日でございます。なお、(2)の経過措置により、改正後の使用料に つきましては平成30年6月1日以降の利用分から適用することといたしております。

関係資料2は、条例の新旧対照表となっております。

以上で、議案第56号及び第57号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決 定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見を伺いたいと思いますが、はじめに、私から何点か確認をさせていただきたいと思います。これまでいろいろな経過の中で、公民館運営協議会や市議会、公民館長等への説明などを行ってきたところでございます。また、使用料の導入について反対される方からも署名等の提出がされたところでもございますが、その署名等の状況について補足の説明をお願いします。

藤田生涯学習課長 反対に係る要望書でございますが、7団体から頂戴しております。そのうち2団体からは署名簿、こちらも提出をいただいております。署名につきましては、さがみはらの宝、みんなの公民館を守る会、こちらから個人分として2万3,729筆、それから団体分といたしまして261筆をいただいております。

それからもう1つ、大野南公民館利用グループ協議会、こちらから市長宛に3,450 筆、教育長宛に3,377筆の提出をいただいているところでございます。

野村教育長 改めて、ここ1年間の運営協議会等との話し合いの経過を説明いただきたいと思います。

藤田生涯学習課長 この使用料導入の検討に当たりまして、公民館の運営に中心的な役割を担ってくださっている27の公民館運営協議会の方に、去年の9月から暮れの間にかけて意見交換を行いました。その際にいただいたご意見をもとに案を作り、庁内合意を図った後に、平成29年6月と7月にかけて再度公民館運営協議会の方へ伺ってまいりました。

皆様から2度目にいただいたご意見ですが、公民館の公益性の高さを踏まえ、使用料の 金額を下げたり、上限を設けるなど見直しを行いましたので一定の評価をいただいたとこ ろでございます。

一方で、今までの無料を継続してくださいという、ご意見も当然ございました。また、利用時間の区分についても現在の午前3時間、午後4時間、夜4時間という3区分性を細分化することで金額の負担が減り、多くの方が利用いただけるというご意見もいただきました。それから、減免の基準を明確にしてほしいというご意見や使用するに当たって、無断なキャンセルで諸室が使えなくなる無駄な時間が発生する可能性があるため、利用の適正化に対する対処をしてほしいというご意見がございました。総じて、持続可能な公民館運営を図る上で、かかっている費用の一部をいただくことについては、公民館運営協議会の皆様からは、一定の理解をいただけたかなという感触を持っております。

野村教育長 教育委員の皆様にも、これまで何度か、この件については中間報告等させていただいてきたところですが、今回、条例を提案するという状況になりましたので、本日この議案をお諮りするものでございます。

それでは、皆様から、ご意見、質疑等がありましたらお願いをいたします。

永井(博)委員 施設使用料の導入については、今、お話がありましたように、何度か途中経過をお聞きしております。これまで、各公民館の運営協議会で説明に際して、反対の意見も含め様々あったとお聞きしております。ただ今回、それらの意見を反映して、利用者の負担に、大変、配慮した料金設定となっているのではないかと思っています。

小さい部屋で1時間100円。それから大会議室と称するような諸室で、公民館によって大きさが違いますが、400円、500円となっておりまして、複数で使う施設ですので、そういうことを考えますと、大変、配慮された料金設定になっているという印象を持

っています。また、先ほどの議案第54号の中でも、公民館の果たす役割だとか、今後の 社会において期待されることが述べられております。先ほども同じような表現がありまし たけれども、公民館が長く持続して、相模原市の特色だったものがさらに膨らむような形 で、運営がされていくとすばらしいなと思っています。

より地域に根差した公民館運営を進めていただきたいと思います。

野村教育長 今、ご意見をいただきました。他の皆様はいかがでしょうか。

福田委員 7、8年前に社会教育委員会議において、使用料の導入について本当に長い時間をかけて、いろいろな議論がなされました。議論の中で公民館が大きく市の文化を支えてきたことが確認されたほか、導入を検討するにあたって、利用者、それから公民館にかかわる方、一般市民の方にアンケートをとって、丁寧に議論を進めてまいりました。

そして、アンケート調査の結果では、有料化はやむを得ない。使用料の徴収はやむを得ないという意見が多かったように思います。

駐車場など様々なところで有料化ということが、一般化されているというような現実があるうかと思います。そういう意味で広く使われる施設であるということや、先ほど出ました、持続可能な公民館の運営を行うために、有料化ということもやむを得ないと私も理解しているところです。一方で、社会の状況が非常に変化しておりまして、特に子どもの貧困等を巡って弱いものに、いろいろな負担がのしかかってきている時代だとも思います。

減免措置についても導入がされますので、広く社会的な課題に応えられるような運営が できるよう、より一層充実させる方向に、持っていっていただきたいと思います。

永井(廣)委員 公民館については、私も利用するようになってから18年ぐらい経ちますが、その間に使用料の導入について話を聞いたことはあまりなかったと思います。もちるん、無料が原則だったわけですが、恐らく利用者にとっては最近になって、急に説明がされたという気持ちなんだと思います。一部の人が使っている施設ですので、受益者負担でお願いしますと施設を使っていない方が考えるのは当然だろうと想像はできます。ただ、そこに集っている方々の社会的な活動というのは、ものすごく評価できることだと思いますし、人材育成の観点でも大きな役割を果たしてくださっていると感じます。公民館があるだけでも、地域の雰囲気づくりにはすごく役立っていると思うので、そういう方々の活動が、滞るようなことがあってはならないと思います。

一方で、公民館を運営することはお金のかかるもので、維持していくのが難しいから無くしてしまおうという議論になったら、使っている方にとっても地域の方にとっても、そ

れが一番困ると思うのです。

なので、そうならないようにするには、それぞれの団体が少しずつ負担をするというのは、やむを得ないのではないかと思います。それに、各公民館への説明とその際の意見を踏まえて金額を下げたことなどを見ますと、払えない金額というわけではないとも思いました。

ただ、利用される方からするとこれまで無料だったため多少のことに今まで目をつぶって使ってきましたが、お金を払うのだったら、これぐらいはきちんと整備してほしいよねという意見が、出てくるのではないかと思いますので、施設の整備についてはきちんとしていただきたいと思います。

福田委員 先ほどの意見に付け加えさせていただきたいのですが、私は教育予算全体が潤沢ではないとも感じております。今、公民館は住民の要求等にも答えながら計画的に再整備がされていまして、使いやすく改修等がされているわけですけれども、市全体で見ますと財政基盤が脆弱な部分もあるんだと思います。そうなると、やはりみんなで少しずつ負担し合っていかざるを得ないのかなというのが正直な気持ちです。

野村教育長 今、公民館の問題に関連して、予算のお話に対してのご意見がありました。 特に予算の問題については、これまでもご説明させていただいたように、年々扶助費等が かなり増えており、税収が大きく伸びない中での予算の割り振りということで、教育の費 用についても、大変、厳しい状況が続いてきた、そういう現実があります。

一方で、来年度予算に向けては、市長をはじめ財政担当の副市長等々に、つぶさに現在の教育委員会の課題を整理して、大きな問題について説明をしているところです。これまでなかなか費用が回せなかったような、例えば子どもの貧困に対する学習の支援の問題や、新たな奨学金制度の創立が必要であること、また、学校現場での運営に必要な費用の維持といったものが本当に大事だということを、説明し続けているところです。来年度の予算の中では、こうした事業に係る必要な財源の獲得をしていきたいと考えております。

今、福田委員がおっしゃったように、客観的に見て本市の教育予算がどうだということ もきちんと調べまして、その資料をもとに予算確保に向けた動きをしているところです。 大山委員 冒頭で反対の署名とか要望書のお話が出ていますが、反対する主な主張につい てお伺いします。

藤田生涯学習課長 これまで長く無料であった施設で等しく皆が学び合う場であったことから、無料を継続してほしいということでございます。料金をいただくことで使いにくく

なるのではないかという、そういう心配を持たれてのことかと思います。

大山委員 議案第56号の関係資料1の(5)ですが、旧津久井町、相模湖町、城山町、 藤野町の編入に伴う経過措置とありましたけれど、現状、旧相模原市にある公民館と旧4 町にある公民館の間にある課題はどの程度解決に向かっているのでしょうか。

例えば、以前にも開館の時間だとか、それから休館の日だとか、そういうのがちょっと 旧相模原市と違っていましたよね。その辺りがまだ残っているのか、お伺いします。

藤田生涯学習課長 津久井で言いますと、旧相模原市域の公民館が午後10時まで開いているところが、午後9時半までの開館としているところがございますが、今回の条例改正ではその点についての統一はされておりません。各公民館の運用は、それぞれ違っている部分もございますので、調整が必要な部分であると思っております。

永井(廣)委員 今の質問に関連してですが、議案第57号の関係資料1にあります、使用料を見ますと現在の使用料よりも、かなり安くなる傾向にあるかと思うのですが、改正後は、電気料をいただかないようになるのでしょうか。

菊地原津久井生涯学習センター所長 電気料につきましては、これまで別途いただいておりましたが、改正後の料金については記載している使用料の中に電気料が含まれておりますので、別途、電気料をいただくことはございません。

福田委員 料金設定のところですが、基本的には面積とか、何か基準に基づいて設定したのでしょうか。また、美術音楽室だけが130円と10円単位で金額設定がされております。これはどういう形で算定されたのでしょうか。

菊地原津久井生涯学習センター所長 受益者負担の基本方針の見直しの算定式によって計算をしておりまして、面積等によりまして算出いたしました。

福田委員 この30円というのは、美術や音楽ですから、例えば機材などに係る設備の経費を含んでいるわけではないのですか。

菊地原津久井生涯学習センター所長 そういうわけではございません。面積が若干、他の 諸室と比較して大きいということでございます。

野村教育長 この件について他にはいかがでしょうか。

この有料化について、私自身も、本会議等の場で公民館の将来のあり方をどう考えるのかといった質問を受けまして、これまでも答弁をしてきているところです。

先ほどのお話にもありましたが、例えば貧困など、非常に生育環境に課題を抱えた子ど もたちの居場所づくりを進める中で学習支援の場として公民館が拠点になることや、高齢 化社会が進む中で孤立する高齢者も大変増えていることから、そうした方々への対応や地域の課題解決に向けて検討する拠点として、公民館の重要性というのはこれまで以上に高まっていくだろうと考えています。

であるからこそ、しっかりと施設の運営というものを、考えていかなければいけない。 そういう意味で、今回の有料化というものの検討がされてきて、市としては1つの結論に 至ったところであります。

ですから、今回の有料化等によって公益的な活動が滞ったり、または公民館にいらっしゃる方が減ったりということは、決してあってはいけないと思っていますし、これまで以上に生涯学習に対する市としての努力が必要だと考えています。

私の考え方を申し上げましたが、他には皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 よろしいでしょうか。それでは、他に質疑、ご意見がございませんので採決を行います。

はじめに、議案第56号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例についてを、原 案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第56号は可決されました。

次に、日程の6、議案第57号、相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてを、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第57号は可決されました。

#### 専決処分の報告について

野村教育長 続きまして、報告案件の1、専決処分の報告について、事務局、説明をいたします。

松田学校教育課長 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

市立中学校の課外活動中に生じた物損事故に係る損害賠償額の決定につきまして、地方 自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、市議会9月定例会議において報告 を行うにあたり、あらかじめ教育委員会において報告するものでございます。

お手元の資料、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

物損事故の概要についてでございます。平成29年5月21日、午後4時30分ごろ、 緑区内の県立高等学校の屋内運動場において、南区内の市立中学校の生徒が課外活動でバ レーボールをしていた際、舞台袖で練習を行っていた生徒の打ったボールが、窓ガラスに 当たり破損させたものでございます。

本市の責任割合は100パーセント、損害賠償額につきましては3万2,400円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

野村教育長 ただいまの件について、質疑等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長では、報告案件については、以上といたします。

ここで、私から何点か報告をさせていただきます。

1つは、先月7月に教職員の不祥事が1件ございました。具体的には、市立中学校の教員が同僚の教職員の財布を盗んだ疑いで、先月26日に窃盗容疑で逮捕されました。

この件については、事案が発生した6月以降、学校では、警察に被害届を出しまして、 捜査をしておりましたが、7月26日に逮捕に至ったということでございます。

これを受けて、教育委員会としては、市内の小中学校校長に対して、法令順守の徹底を図るよう指導するとともに、当該中学校の生徒並びに保護者の方々に説明会を開催し、今後二度とこのようなことがないようにという意味を含めて謝罪をしまして、今後の対応等について、一定のご理解を得たところでございます。

2月から3月にかけても、たび重なる不祥事がございまして、教育委員会、学校が一丸となって、こうした不祥事の撲滅に取り組むという、大きな決意をしたところで、新たな事案が出たことは大変申し訳なく残念なことでございます。

こうした不祥事で、一番、心の被害を受けるのは子どもたちでありますから、そのことを念頭に置き、2学期が始まる前に改めて、学校関係の管理職等に、指導徹底の場を作っていきたいと考えております。

これが不祥事の件についてでございます。

もう1件は、市や教育委員会のミスということではありませんが、教育委員会で所管している市民大学において大学のメールアカウントが第三者に乗っ取られ、そのアカウントを使って不特定多数の方に迷惑メールが送信されたというものでございます。

このことについても、警察に被害届を提出し捜査を行っているところでございます。 なお、受講者の皆様に係る被害等の報告は受けてございません。

これを受けて、早速このメールのアカウント等については、変更するという作業を行っております。

次に、前回の教育委員会定例会以後の、今日までの私の活動について報告いたします。 先ほど、公民館のところでご説明いたしましたが、平成30年度の予算編成に向けて、 教育委員会としての課題を改めて整理しました。整理しました内容については、市長をは じめ財政担当の副市長等々へ、説明をしてきたところであります。

あわせて予算関係では、校長会の役員の方々と意見交換をしてまいりました。

それから、学校関係の視察ですが、これは教育委員の皆様にもいくつか行っていただいた案件でございますが、1つは中学校の総合体育体育大会の視察をしてまいりました。先生方、指導者、それから保護者の方のバックアップのもとで、生徒さんが一生懸命運動をしている姿を見てまいりました。心と体をつくる上で大事な活動ですけれども、一方で部活動の指導の部分で先生も多忙だという問題もありますので、このことについては、現在、教育委員会の中で方針づくりを進めております。この件については、またご意見をいただく機会を作りたいと思います。

それから、小中学校の教育研究会、それから特別支援教育の研究会がこの夏休み中に開催されましたので、視察をしてまいりました。

特に、支援教育の研究会では、支援教育を通じて子どもさんたちの変容の様子ですとか、 先生方がご自分で工夫して教材を作っているので、そうしたものをいろいろ見ることがで きまして、非常に有意義な視察になりました。

それから、この4月に新たに教職員になられた初任者の研修が若あゆ等を使って実施されました。その研修の様子も見てまいりました。年代は新卒の方から社会人経験を積んだ方、他市で教職員の経験のある方などいろいろでございますが、それぞれの悩みですとか、指導での考え方などを多くの方が意見交換していて、非常にいい機会だなと思って見てまいりました。特に新任の先生方に対する管理職または先輩方の指導というのは本当に大事ですので、引き続き見守っていただきたいと思っています。

それから、現在、教員採用試験を実施しておりますが、昨日、大野北中学校でやっておりました模擬授業を視察してまいりました。模擬授業というのは、受験生が先生と生徒役になって授業を行い、それを面接員が評価する試験項目になります。今後、面接等を経て、

合格者が9月の中旬に決まります。すばらしい方が採用されることを期待しております。

次に、施設関係を幾つか見てきました。特に老朽化が進んでいる小倉プール等を見てきましたけれども、数十年使っているろ過機などがかなり傷んでいる現状があります。ここについても、予算の問題がありますが衛生環境や安全面を考えると、環境整備も重要だということを実感してまいりました。

また、図書館と相武台分館も視察してきましたが、図書館では東日本大震災時に地下の 書庫等が被害に遭いまして、一定の復旧ができているのですが、施設全体が非常に古いと いう印象は否めません。多くの方が読書に親しむ適切な環境づくりという点では、新たな 図書館の整備というのは、大きな課題だと考えています。

あわせて、相武台公民館で現在「戦争と平和展」を開催しており、地域の方やボランティアの方が収集された戦地から家族へ送った葉書や千人針の布、それから兵士を送り出したときの旗などが展示されておりました。また、座間キャンプは陸軍士官学校があった場所ですから、士官学校の歴史を展示物を通して、戦争平和を考えられるような充実した催しになっておりました。こうした活動が、公民館を拠点にして開かれているということで、実態というのをよく把握したところでございます。

それから、市のイベントでは上溝夏祭りや橋本の七夕祭り、さがみ湖湖上祭等に行ってまいりました。また、銀河連邦の30周年を記念した「こどもワールドサミット」が先週の土曜日に開催をされました。ワールドサミットと名付けたとおり7つの自治体が、カナダ、中国、ウクライナ、フランス領ギアナといった宇宙関連施設がある国から子どもたちをお呼びして、日本の子どもたちと宇宙に関してのいろいろな意見交換を行いました。大変すばらしい事業でゲストとしては宇宙飛行士の山崎直子さんをお呼びして、講演をいただいたところでございます。

今後の話にはなりますが、中学校等では陸上や水泳、柔道などで多くの生徒が全国大会に出場するにあたり、来週出場報告会があります。

長くなりましたが活動状況についての報告を終わらせていただきます。

何か、今お話したことでございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 では、最後に、次回の会議の予定日についてですが、9月8日金曜日、午後2時30分より教育委員会室で開催することで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、次回の会議は9月8日金曜日、午後2時30分から開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後4時20分 閉会